

市では、次のとおり市・県民税の申告相談を実施します。下記に該当する方は、日程などをよくご確認のうえ申告相談においでください。申告関係書類（世帯調査票など）は、1月中旬に送付します。

なお、青色申告事業主の世帯、年金収入のみで収入が住民税非課税基準以下の世帯など、市役所への申告が不要と思われる世帯には、申告関係書類は送付いたしません。収入状況などが変わり申告が必要となる場合は、各地域の申告相談会場においでください。

## 申告が必要な方

令和4年1月1日現在、平川市に住所があり、次の①～⑤に該当する方

令和3年分の所得税の確定申告書を税務署に提出する方は市・県民税の申告は不要です。

### ①給与所得者で次に該当する方

- ・勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されない方
- ・年の途中の退職などにより年末調整をしていない方
- ・給与所得以外の所得がある方
- ・社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など各種控除を受ける方

※給与所得のみで、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が市役所に提出される方は申告不要です。

### ②年金所得者で次に該当する方

- ・年金所得以外の所得がある方
- ・社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など各種控除を受ける方

※各種控除がある場合でも、年金収入のみで次の要件に該当する方は申告不要です。

- ・65歳未満の方→年金収入98万円以下
- ・65歳以上の方→年金収入148万円以下

③事業所得など（農業、営業、不動産、一時）がある方  
所得が20万円未満の場合であっても市役所には申告が必要です。

### ④非課税収入のみの方

遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など

### ⑤収入がなかった方

令和4年1月1日現在、平川市に住所がある家族の扶養となっている場合は申告不要です。



## 申告の際に必要な物

対象	必要書類など	
申告者全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告者本人、扶養親族と事業専従者のマイナンバーがわかる書類（写しの提示でも可）</li> <li>・市役所から郵送された申告関係書類（世帯調査票など）※送付されていない場合は不要。</li> <li>・申告者本人名義の口座番号がわかるもの（所得税の還付が発生した場合に使用します）</li> </ul>	
代理人	上記書類 + 代理人の本人確認書類	
所得	給与・年金	源泉徴収票または給与支払者からの支払証明書や給与明細書（写しでも可）
	営業・農業・不動産	収支内訳書（記入済みのもの） ※内容確認のため帳簿書類など収入と支出がわかるものも持参してください。
控除	社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払金額がわかるもの
	生命保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費控除の明細書（記入済みのもの）
	障害者控除	障害者手帳、愛護手帳、高齢介護課で発行した障害者控除対象者認定書
	配偶者（特別）控除	源泉徴収票など配偶者の所得を確認できる書類
寄附金控除	寄附先から発行された証明書（ふるさと納税などの寄附金受領証明書）	

# 市・県民税申告相談日程

地区ごとに日にち・時間を指定していますが、都合が悪い場合は、お住まいの地域の申告会場で随時受付します。

## 碓ヶ関地域

会場／碓ヶ関総合支所3階 視聴覚研修室

月日	受付時間	地区（行政区）
2 / 1 (火)	9 : 00 ~ 11 : 00	下町、川向、仲町
	13 : 00 ~ 15 : 00	駅前、高田、山の上
2 / 2 (水)	9 : 00 ~ 11 : 00	久吉、湯ノ沢、おかりや
	13 : 00 ~ 15 : 00	古懸、三笠
	17 : 00 ~ 18 : 00	碓ヶ関地域全地区
2 / 3 (木)	9 : 00 ~ 11 : 00	いざよい、上一、上二

## 尾上地域

会場／尾上総合支所3階 委員会室

月日	受付時間	地区（行政区）
2 / 4 (金)	9 : 00 ~ 11 : 00	南田中A
	13 : 00 ~ 15 : 30	南田中B
2 / 7 (月)	9 : 00 ~ 11 : 00	八幡崎
	13 : 00 ~ 15 : 30	尾上、長田
2 / 8 (火)	9 : 00 ~ 11 : 00	新屋町、みなみの
	13 : 00 ~ 15 : 30	李平、南田
2 / 9 (水)	9 : 00 ~ 11 : 00	上猿賀
	13 : 00 ~ 15 : 30	西猿賀、新山
2 / 10 (木)	9 : 00 ~ 11 : 00	高木A
	13 : 00 ~ 15 : 30	高木B
	17 : 00 ~ 18 : 00	尾上地域全地区
2 / 14 (月)	9 : 00 ~ 11 : 00	金屋A
	13 : 00 ~ 15 : 30	金屋B、中佐渡
2 / 15 (火)	9 : 00 ~ 11 : 00	日沼、蒲田
	13 : 00 ~ 15 : 00	尾上地域全地区

※便宜上、旧行政区名で記載している場合があります。

## 平賀地域

会場／葛川支所

月日	受付時間	地区（行政区）
2 / 16 (水)	9 : 00 ~ 11 : 00	葛川、切明、温川、平六一本木、井戸沢、大木平
	13 : 00 ~ 15 : 00	小国

会場／文化センター2階 中研修室

月日	受付時間	地区（行政区）
2 / 17 (木)	8 : 45 ~ 11 : 00	新屋A
	13 : 00 ~ 16 : 00	新屋B
2 / 18 (金)	8 : 45 ~ 11 : 00	町居A
	13 : 00 ~ 16 : 00	町居B
	17 : 00 ~ 18 : 00	平賀地域全地区
2 / 21 (月)	8 : 45 ~ 11 : 00	平田森、南田町
	13 : 00 ~ 16 : 00	沖館
2 / 22 (火)	8 : 45 ~ 11 : 00	平成
	13 : 00 ~ 16 : 00	岩館、藤野
2 / 24 (木)	8 : 45 ~ 11 : 00	荒田、小和森
	13 : 00 ~ 16 : 00	本町
2 / 25 (金)	8 : 45 ~ 11 : 00	尾崎A
	13 : 00 ~ 16 : 00	尾崎B
	17 : 00 ~ 18 : 00	平賀地域全地区
2 / 28 (月)	8 : 45 ~ 11 : 00	新館、向野、西の平
	13 : 00 ~ 16 : 00	唐竹
3 / 1 (火)	8 : 45 ~ 11 : 00	大坊
	13 : 00 ~ 16 : 00	松館、館田
3 / 2 (水)	8 : 45 ~ 11 : 00	杉館、館山・松崎
	13 : 00 ~ 16 : 00	石郷、光城
3 / 3 (木)	8 : 45 ~ 11 : 00	原田、三町会
	13 : 00 ~ 16 : 00	大光寺
3 / 4 (金)	8 : 45 ~ 11 : 00	柏木町A
	13 : 00 ~ 16 : 00	向陽
3 / 7 (月)	8 : 45 ~ 11 : 00	柏木町B
	13 : 00 ~ 16 : 00	苗生松、広船

各地域の申告会場に来られない方は、下記の会場においでください。（混雑が予想されます、ご了承ください）

	開設期間	受付時間	会場
市内全域	3月8日(火)～15日(火) ※土・日曜日は除きます。	8 : 45 ~ 11 : 00 13 : 00 ~ 16 : 00	文化センター2階 中研修室

### 注意事項

- ①下記に該当する方は、黒石税務署での申告となります。（黒石市西ヶ丘66番地 ☎52-4111）
  - ▶初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
  - ▶土地や建物に係る譲渡所得のある方
  - ▶株式などの譲渡所得、配当所得がある方で、控除や還付を受けようとする方
  - ▶先物取引に関係する雑所得がある方
  - ▶青色申告書、雑損控除の申告書、令和2年分以前の確定申告書、準確定申告書を提出する方
- ②申告相談期間中は、担当職員が不在となるため、税務課窓口での申告相談はできません。

### 【重要なお知らせ】人数制限を実施します！

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、今年度の申告相談の受付を午前80人、午後80人、夜間50人程度に人数制限をさせていただきます。受付状況によっては、後日の来庁をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- ・市では、今年度より申告相談時に作成した確定申告書の税務署への引継ぎを、データで実施することとしております。その際、「データで引き継げない文字」を「引き継げる文字」に変換する必要がありますため、作成する申告書の文字が本来の住所や氏名の文字とは異なる場合があります。